

原発事故時の住民避難計画説明会等に関する質問・要望書

2015年10月30日

おおい町長 中塚 寛 様

町長も出席されて、9月におおい町内4地区で「原子力災害時の住民避難計画説明会」が開かれました。6月には「原子力災害時における住民避難計画」が策定され、それを基にした「おおい町住民避難マニュアル（原子力災害）」が各戸に配布されました。住民説明会ではその内容について町から説明があり、住民から質問や意見を聞くことになっていました。

しかし、町内4地区の説明会の中には、参加者が非常に少ない会場や、住民の意見を聞く時間が少ないことに不満の声があがった会場もあったと聞いています。これでは、住民に説明したことにはなりません。

私たちは、9月26日の名田庄地区での説明会の前に、2回に分けて名田庄地区全戸に、町の住民避難計画の問題点等を紹介したチラシを配布しました（9月25日と27日）。説明会があることを知っている人は少なく、また、避難出来ないのではないかと不安や疑問を語る人も多くありました。

住民説明会と名田庄地区でのチラシ配布等を通して出てきた問題点について、下記の質問と要望にお答えください。

【質問事項】

A. 住民説明会について

1. 4地区（大島・佐分利・本郷・名田庄）の住民説明会の参加者は、それぞれ何人ですか？
2. 参加人数が少なかったのはなぜだと思いますか？参加を呼びかける広報活動等はどのように行ったのですか？
3. 住民説明会で出た意見などについて、どのように対応するのですか？
4. 町内を4地区に分けた広範囲の会場でそれぞれ1回だけの説明会では「会場が遠いので参加できない」「夜の時間帯では、車もなく会場に行けない」「高齢なので会場まで夜に歩いて行けない」等の声を私たちは聞きました。

高浜町では、集落毎に合計60回の説明会が行われました。わずか数件の集落でも丁寧に回ったと聞いています。おおい町でも、多くの住民が参加でき、確実に避難先や方法を理解してもらえるように、集落毎に丁寧な説明会を開くべきではないですか？

B. 住民避難計画について

1. 避難先について

(1) 県内避難先は敦賀市となっています。美浜原発や敦賀原発が地震や津波で被災すれば避難先として使うことはできません。私たちのチラシ配布では、敦賀市に避難することに難色を示す住民の方が多くありました。「原発のある敦賀に避難するなんて、ばかげている」等の声もありました。

敦賀市避難で、住民の安全を守ることができるのですか？

(2) 県外避難先は、兵庫県の川西市と伊丹市です。兵庫県が昨年実施したシミュレーションでは、高い被ばくが予測されています。このことを町民に知らせ、川西市・伊丹市への避難で安全が守れるのか意見を聞くべきではないですか？

[1才児の7日間の甲状腺被ばく量]

	大飯原発事故の場合	高浜原発事故の場合
川西市	1 1 1.9 mSv	9 9.3 mSv
伊丹市	1 1 2.2 mSv	9 2.2 mSv

放射性物質拡散シミュレーション（県内全域）の結果について
平成 26 年 4 月 兵庫県企画県民部防災企画局防災計画課広域企画室

2. 安定ヨウ素剤の配布について

原発から 5 km 圏内の大島地区を除いて、他の地区では、安定ヨウ素剤は避難時に配布することになっています。例えば、名田庄地区の場合、「名田庄総合事務所」で備蓄し、「里山文化交流センター」で住民に配布する計画になっています。

(1) 名田庄地区の約 2,500 名の住民が一ヶ所で安定ヨウ素剤を受け取るためには、里山文化交流センターの外にまで長蛇の行列を作ることになります。当然、高い放射線の中ですから住民の被ばくは避けられません。地区の人は「建物の中に入り切れないので、外で順番を待つ内に被ばくする。どれだけの時間がかかるのだろうか」と話されていました。

このような配布計画に実効性があるのですか？

(2) 配布場所は「里山文化交流センター」ですが、名田庄地区の南側の住民は、原発に近く北側に向かって安定ヨウ素剤を受け取りに行き、また南下して伊丹市に避難することになります。これでは、一層被ばくし、避難にも時間がかかるのではないですか？

(3) 安定ヨウ素剤の町内の配布場所は 4ヶ所で、各地区 1ヶ所となっています。配布のための町の職員や薬剤師等は手配できるのでしょうか？ PAZ の大島地区の事前配布では、多くの職員と時間が必要でしたが、事故時では一度に多くの対応に追われ益々職員の確保は不可能ではないですか？

安定ヨウ素剤の配布場所

「住民避難マニュアル」18 頁より

配布場所	配布対象地区	備蓄場所
はまかぜ交流センター	大島地区	はまかぜ交流センター
総合町民センター	本郷地区	おおい町役場
ふるさと交流センター	佐分利地区	
里山文化交流センター	名田庄地区	名田庄総合事務所

(4) 「住民避難マニュアル」(13～14 頁)では、学校や保育所からバスで直接避難する場合もあると書かれています。学校や保育所に安定ヨウ素剤は保管されていません。子ども達はいつ服用するのですか？

(5) 現在の計画では、「住民避難マニュアル」(18 頁)に書かれている「安定ヨウ素剤の予防服用」は不可能です。町民全員に事前配布すべきではないですか？

3. 入院・入所の要援護者の避難について

住民は風向きによって県内と兵庫県への二通りの避難先があります。しかし、町内の入院・入所の施設（6ヶ所）の避難先は敦賀市だけです。

（1）これでは、入所者や職員は敦賀市に避難し、その家族は県外に避難するという場合もあり得ます。さらに、原発のある敦賀市だけが避難先となれば、地震や津波で美浜や敦賀原発等に被害が及べば避難はできません。敦賀市の施設も福井市等に避難することになるからです。

要援護者の避難先が敦賀市だけでは、安全を守ることはできないのではないですか？

（2）私たちは、名田庄地区の入所施設を訪問しましたが、対応された職員は、避難先のこと、施設の避難計画についても知らないとのことでした。また、この施設の避難先である敦賀市の施設に問い合わせましたが、夜間は職員の宿泊はなく入所者だけに任せているとのことでした。このような施設に避難しても大丈夫なのでしょう吗？連携がとれているのか不安です。

避難元と避難先の施設は、それぞれ相談や調整はしているのですか？町も関与して、調整などを行っているのですか？

（3）避難先となっている敦賀市の福祉施設を訪問しましたが、おおい町から避難してくることは知らず、資料を調べて初めてそうなっていることを確認した施設もありました。

敦賀市の要援護者施設は福井市に避難することになっています。一方では自らの施設の避難を検討し、他方ではおおい町からの避難を受け入れるという二重の責任を負わされています。

これは、福井県の「県内避難」の計画そのものに大きな矛盾があるのではないですか？

4. 在宅の要援護者の避難について

入所施設の不足や国の方針によって、在宅の要援護者は増加しています。町内でも「小規模多機能型居宅介護施設」等通所中心の施設やデイサービスの利用者が多くいます。

（1）要援護者の人数や症状等は把握できていますか？

（2）介護施設でサービスを受けている時に事故が起きた場合、家族に迎えに来てもらって避難することになっていますが、不可能ではないですか？

（3）通所施設では「多くの方が車イスを利用しており、避難の場合に専用車両もない」との戸惑いの声も聞きました。避難する手段は確実に確保されているのですか？

（4）在宅の要援護者の避難所は、一般の体育館となっています。車イスへの対応、ほとんど寝たきりの高齢者・病人等への対応はできるのですか？

（5）県外避難先の兵庫県川西市と伊丹市は、昨年3月に私たちへの文書回答で以下のように答えています。

- ・「2回目のおおい町との協議（2013年11月11日）の中で、福祉避難所の確保が進んでおらず、多数の要援護者を受け入れることは困難である旨を回答しています」（川西市）

- ・「福祉避難所は現在伊丹市には5箇所しかなく収容可能人数も70名弱のため、受入について考慮はしているものの現実的に厳しい状況であります。要援護者を受入れ可能な福祉避難所の数を増やすことが必要であると考えます」(伊丹市)

それ以降、川西市、伊丹市と要援護者の避難について協議は進んでいますか？

5. 屋内退避等について

毎時20～500マイクロシーベルト未満の高い線量でも屋内退避をして、1週間以内にやっと一時移転となっています。

(1)「住民避難マニュアル」(15頁)では「地域生産物の摂取をしないようにしてください」と書いてあります。しかし農家は自作の野菜等を食べており、屋内退避中なので食料を買いに出かけることもできません。食料や飲料水はどのように確保できるのですか？

(2)在宅の障害者や病人は、屋内退避中なのでヘルパーも来ず、薬を手に入れるために出かけることもできません。屋内退避で住民の安全を守ることができるのですか？

6. スクリーニング(汚染検査)・除染について

(1)兵庫県に避難する場合、スクリーニング場所として「きのこの森」と「道の駅名田庄」があげられています。これらは原発から近すぎるため、ここで検査・除染しても避難先に着くまでにまた汚染・被ばくするのではないですか？この2ヶ所は使えないのではないですか？

(2)これまでは避難する住民全員に汚染検査をすることになっていました。しかし、国は8月に原子力災害対策指針を改定し、「車が基準値以下なら乗っている人の検査はしない」等、汚染検査を省略するように変更しました。

これでは、「被ばくの抑制と汚染拡大防止」の目的は達成できないのではないですか？

【要望事項】

1. 多くの町民が参加できるように、集落毎に住民説明会を開き、住民の意見や疑問を汲み取ってください。それらを町の避難計画に反映させてください。

2. 5km圏外の住民へも、安定ヨウ素剤の事前配布を実施してください。

3. 現在の避難計画では、住民の被ばくは避けられず、要援護者の安全も保証されません。住民の安全を守る避難計画ができるまでは、大飯原発・高浜原発の再稼働は認められないと表明してください。

2015年10月30日

ふるさとを守る高浜・おおいの会 連絡先：高浜町小和田 29-17 (東山方) TEL/FAX 0770-72-3705

避難計画を案ずる関西連絡会(連絡先団体：：グリーン・アクション/原発なしで暮らしたい丹波の会/
脱原発はりまアクション/原発防災を考える兵庫の会/美浜の会)

この件の連絡先：美浜の会 大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル3階 TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581